第１号様式（第５条関係）

年　　　月　　　日

取　　下　　書

地域県民局長　殿

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は名称

代表者の氏名

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第○条第○項の規定に基づき提出した、下記の建築物エネルギー消費性能確保計画については、これを取り下げます。

記

　１　提出年月日

年　　　月　　　日

　２　提出に係る建築物の位置

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|  | 年　　　月　　　日  第　　　　　　　　　　　　号  係員氏名 |

注　１　※印欄には、記入しないでください。

　　２　提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とします。

第２号様式（第６条関係）

年　　　月　　　日

特定建築行為を取りやめる旨の申出書

地域県民局長　殿

建築主（国等の機関）の住所又は

主たる事務所の所在地

建築主（国等の機関）の氏名又は名称

代表者の氏名

　建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為を取りやめたいので、申し出ます。

１　適合判定通知書番号

　　　　　　　第　　　　　　　号

２　適合判定通知書交付年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

３　適合判定に係る建築物の位置

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|  | 年　　　月　　　日  第　　　　　　　　　　　　号  係員氏名 |

注　１　※印欄には、記入しないでください。

　　　　　２　法人である建築主又は国等の機関の場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

３　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とします。

第３号様式（第７条関係）

年　　月　　日

記載事項等変更届（変更通知書）

地域県民局長　殿

建築主（国等の機関）の住所又は

主たる事務所の所在地

建築主（国等の機関）の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第○条第○項の規定の基づき届け出た（通知した））建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第○条第○項に規定する軽微な変更がありますので、届け出ます。（通知します。）

記

１　適合判定通知書（届出書受付、通知書受付）番号

　　　　　　　第　　　　　　　号

２　適合判定通知書交付（届出、通知）年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

３　適合判定（届出、通知）に係る建築物の位置

４　変更する記載事項（ここに書き表せない事項は、別紙に記載の上添付してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更理由 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|  | 年　　　月　　　日  第　　　　　　　　　　　　号  係員氏名 |

注　１　※印欄には、記入しないでください。

　　２　法人である建築主又は国等の機関の場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　３　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とします。第４号様式（第８条関係）

（第一面）

年　　　月　　　日

建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明書交付申請書

地域県民局長　殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明書の交付を受けたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第１１条の規定により申請します。

１　適合判定通知書番号

　　　　　　　第　　　　　　　号

２　適合判定通知書交付年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

３　適合判定に係る建築物の位置

４　変更する事項（ここに書き表せない事項は、別紙に記載の上添付してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更理由 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|  | 年　　　月　　　日  第　　　　　　　　　　　　号  係員氏名 |

注　１　※印欄には、記入しないでください。

　　２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　３　用紙の大きさは、日本産業規格A４縦長とします。

第５号様式（第８条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明書

第　　　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　殿

地域県民局長　　　　　　　　　　　印

　下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第○条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１　申請年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

２　建築物の位置

３　建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は、大切に保存してください。第６号様式（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　達第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

基　準　適　合　命　令　書

　　　　　　　　　　　　　　殿

青森県知事　　　　　　　印

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１４条第１項の規定により、下記のとおり必要な措置を命じます。

記

１　必要な措置の内容

２　措置の期限

　　　　　教　示

　　　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌月から起算して６月以内であっても、処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければならないこととされています。

第７号様式（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　達第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

指　示　書

　　　　　　　　殿

地域県民局長　　　　　　　　　　　印

　下記の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第○条第○項の規定により、必要な措置を指示します。

記

１　計画書（変更計画書、届出書、変更届出書）受付番号

　　　　　　　第　　　　　　　号

２　計画提出（変更計画提出、届出、変更届出）年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

３　計画（変更計画、届出、変更届出）に係る建築物の位置

４　必要な措置の内容

　　　　　教　示

　　　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌月から起算して６月以内であっても、処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければならないこととされています。

第８号様式（第１１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　達第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

措　置　命　令　書

　　　　　　　　　　　　　　殿

青森県知事　　　　　　　印

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第○条第○項の規定により、下記のとおり指示に係る措置を命じます。

記

１　指示書番号

　　　　　　　第　　　　　　　号

２　指示年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

３　指示に係る措置の内容

４　措置の期限

　　　　　教　示

　　　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌月から起算して６月以内であっても、処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければならないこととされています。

第９号様式（第１２条関係）

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

報告を求める旨の通知書

　　　　　　　　　　　　　　殿

青森県知事　　　　　　　印

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第○条第○項の規定により、下記のとおり報告を求めます。

　なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

１　報告を求める内容

２　報告の期限

第１０号様式（第１２条関係）

年　　　月　　　日

報　告　書

　青森県知事　　　　　　殿

建築主等の住所又は

主たる事務所の所在地

建築主等の氏名又は名称

代表者の氏名

　○○年○○月○○日付け○○第　　　　号で通知のありました件について、下記のとおり報告します。

記

１　報告を求められた内容（「報告を求める旨の通知書」の記の１から転記）

２　報告内容

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※処理番号欄 |
|  | 年　　　月　　　日  第　　　　　　　　　　　　号  係員氏名 |

注　１　※印欄には、記入しないでください。

　　２　建築主等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

　　３　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とします。